

平成 26 年 3 月 11 日

東日本大震災発災から3年にあたり(会長声明)

東京司法書士会
会長 清家亮三

まずもって、東日本大震災によってお亡くなりになられた方々の、ご冥福を衷心よりお祈り申し上げます、と共に今なお大震災によりお困りになっている方々に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災発災から3年が経過しましたが、現在もなお全国47都道府県約1,200の市区町村に26万7千人が避難されており、東京都内には約8,000人余りの避難者が居住しています。

また、応急仮設住宅においては、平成7年の阪神・淡路大震災の同時期と比較しても依然高い入居率である旨の報道もあり、とりわけ原発事故被害者の多くはもとの居住地に帰還する見込みが立たない状況が続いています。

東京司法書士会では、発災直後から被災者の支援のため、当会相談センターでの面談・電話相談会や、他士業との連携による都内避難者向けの相談会を実施してまいりました。また、日本司法書士会連合会と連携し、被災地における巡回相談に対し平成25年12月末時点で計82回延べ328名の当会会員を相談員として派遣する等、被災県である宮城県、福島県、岩手県 の各司法書士会と協力して、被災者及び原発事故被害者の方々の生活に関する困りごとや法律問題の解決に尽力してまいりました。

福島県を除く被災県においては災害公営住宅の建設や防災集団移転事業計画が始まり、原発賠償においては追加の賠償指針が示されるなど、復興に向けた動きが見え始め被災者の相談ニーズが高まっているとともに、復興庁からは、日本司法書士会連合会に対し司法書士を職員として採用し用地取得事務等の復興事業に当らせる旨の発表がなされています。

東京司法書士会は、東日本大震災発災から3年を迎えるにあたり、司法書士が復興に果たす役割は復興計画全体から見れば小さな一歩かもしれませんが、その責任の重大さを認識し、今後も引き続き長期間の避難生活に苦しむ被災者に寄り添い、全力で支援活動を行って参ります。